

平成30年 7 月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成30年 7 月27日（金） 午前 9 時30分

2 出席委員

新 倉	聡	教育長
荒 川	由美子	委 員（教育長職務代理者）
三 浦	溥太郎	委 員
小 柳	茂 秀	委 員

3 出席説明員

教育総務部長	阪 元 美 幸
教育総務部総務課長	夏 目 久 也
教育総務部教育政策課長	島 田 圭
教育総務部生涯学習課長	高 木 厚
教育総務部教職員課長	金 子 美夕貴
教育総務部学校管理課長	山 岸 哲 巳
学校教育部長	伊 藤 学
学校教育部教育指導課長	米 持 正 伸
学校教育部支援教育課長	塚 田 美保子
学校教育部保健体育課長	鎌 原 徳 宗
学校教育部学校給食担当課長	志 村 恭 一
中央図書館長	山 口 正 樹
博物館運営課長	永 嶋 省 吾
美術館運営課長	菅 野 智
教育研究所長	山 崎 亨
教科用図書採択検討委員会委員長	武 田 仁
教科用図書採択検討委員会小学校専門部会長	米 持 薫
教科用図書採択検討委員会高等学校専門部会長	山 岸 義 之
教科用図書採択検討委員会特別支援教育専門部会長	北 村 耕 一
学校教育部教育指導課主査指導主事	萩 原 淳 一
学校教育部教育指導課指導主事	新 谷 美 紀

学校教育部教育指導課指導主事
学校教育部支援教育課指導主事

石 橋 由紀子
久保田 毅

4 傍聴人 10名

5 議題及び議事の概要

- 教育長 開会を宣言
- 教育長 本日の会議録署名人に三浦委員を指名した。

- 教育長報告

(新倉教育長)

それでは、6月定例会から本日までの間の所管事項について報告をさせていただきますと思います。

お手元のほうに教育委員会7月定例会教育長報告資料をつけさせていただいておりますので、これに合わせてご報告をさせていただきますと思います。

まず学校関係等でございますけれども、6月23日に、不登校をともに考える会を開催させていただきました。保護者等78名の方が参加をしていただいたうえ、横須賀市出身の写真家である角皆尚宏様に講演をいただいたところであります。

6月25日、26日には、小学校5年生の芸術鑑賞会を芸術劇場において開催いたしました。49校の児童3,404人の参加をいただいたところです。当日は、神奈川フィルによるオーケストラの鑑賞と、あわせまして、一緒の合奏並びに市歌の斉唱をしたところでございます。

7月10日には、オーストラリア・エラノラ高校に派遣をする総合高校の生徒1年生、2年生、15名にわたりますが、市長への表敬訪問をしたところでございます。派遣は、7月20日から8月1日までの期間で派遣をしておるところでございます。

行政関係につきましては、7月6日に中核市の教育長会の総会が東京で開催されました。当日は、7月の豪雨災害にあたっておりまして、中国地方の教育長につきましては早々に帰庁し、災害対応にあたったところであります。

その他の関係では、記載の各展示を開催しておりますので、ぜひ足を運んでいただければと思います。

なお、口頭報告で大変恐縮ではございますけれども、7月24日午後9時過ぎ

に南図書館玄関先の天井板が落下をしたという事故が生じております。金属部分の劣化によると思われますが、現在原因は不明の状況でございます。応急処置を施しますのに3週間程度必要かと考えておりますので、当該図書館等につきましては、当分の期間は休館をする予定でおります。

ただいまの説明につきましてご質問がございましたらお願いをいたしますが。

(質問なし)

(新倉教育長)

議案の審議に入ります前に、本日の教科用図書採択までの流れを確認したいと思っております。各委員におかれましては、既に6月15日から6月28日に横須賀市教育研究所の横須賀地区教科用図書センター及びヴェルクよこすかで実施いたしました教科用図書展示会で、教科用図書を閲覧していただいていることと存じます。

また、神奈川県教育委員会及び横須賀市教育委員会で検討いたしました「教科用図書調査研究の結果」、教科用図書採択検討委員会が作成いたしました「教科用図書調査報告一覧表」及び「選定理由書」などの資料についても事前に精査をしていただいたところでございます。

つきましては、本日の報告を尊重しつつも、各委員の権限と責任のもとに厳正な採択をしていくことを改めて確認したいと思っております。

それでは続きまして、教育指導課長より採択基本方針の確認と採択事務全体の経過説明を受けたいと思っております。

(教育指導課長)

それでは、ご説明いたします。

平成31年度使用教科用図書の採択について、本日に至るまでの経過説明をさせていただきます。

平成30年4月20日に教育委員会定例会が行われ、平成31年度使用教科用図書の採択基本方針を決定いたしました。基本方針は次のとおりでございます。

教科用図書の採択に当たっては、1、公正かつ適正を期し、すぐれたものを採択する。2、児童生徒及び学校、その他の特性を考慮して採択する。3、教科用図書について、教科用図書採択検討委員会等の調査研究の結果を活用して採択するの3点です。

5月18日には、教育委員会の諮問に応じ、教科用図書の採択について検討し、答申をしていただく機関である教科用図書採択検討委員会の委員を委嘱し、5

月29日に同検討委員会に対して、平成31年度使用教科用図書に関する検討について諮問をいたしました。

次に、どのような形で教科用図書に関する検討、調査研究を行ったかについてご説明いたします。

本年度は、小学校、高等学校、特別支援学校、特別支援学級が採択替え、中学校特別の教科道徳が初の採択年度となりますので、検討委員会内にそれぞれの校種ごとに専門的に検討を行う専門部会を設置しました。

また、調査研究、資料の作成、需要数の報告を行うため、教科用図書調査事務局、調査部会及び同事務局会を設置しました。ただし、小学校、これは特別の教科道徳を除く——においては、新たな教科用図書の申請がなかったことと、来年度に新学習指導要領の実施に伴う教科用図書の採択があることから、採択のみに係る調査事務局（調査部会）は設置せず、4年前の調査研究資料を活用します。また、中学校特別の教科道徳については、平成31年度から教科化されていることから、初めての教科用図書の採択がありますので、調査事務局を設置しております。

調査事務局の設置後、約1カ月余りの間、文部科学省の教科用図書目録に記載された教科書の全てについて、多くの時間を費やし、厳密に調査研究及び検討を行いました。

6月15日から28日までの間には、横須賀市教育研究所の横須賀地区教科用図書センターとヴェルクよこすかにおいて、市民の皆様にも公開する形で教科書展示会を開催し、423名の方が来場されました。こうした経過を経まして、最終的に平成31年度使用教科用図書についての検討結果を取りまとめるため、7月13日に2回目の検討委員会が開催されました。そこで答申内容が決定されました。これを受けまして、教育委員会事務局において本議案を作成したところであります。

なお、各教育委員の皆様には、各教科の比較検討結果等を事前にお手元にお届けし、それぞれの教科書の実情等をご検討いただいていたところでございます。

本日は、教科用図書採択検討委員会、武田委員長様より、先ほど申し上げた経過を踏まえ、教科書採択についての説明がございます。ご質問等がありましたらいただきたいと思いますと思いますが、内容によりましては、各担当よりお答え申し上げたいと思っております。

また、高等学校については、新規に選定する科目の教科書、また、特別支援教育に関しては、一部ではございますが一般図書を、中学校特別の教科道徳については全ての教科書を横に並べてございます。必要があればお申し付けいただきたいと思います。

また、お手元にあります参考資料1の表をご覧くださいますと、小・中学校の採択期間に関して、こちらにあります表のようになっております。こうしたことから、小学校特別の教科道徳、中学校特別の教科道徳を除くについては、採択替えがありませんので、それぞれ平成30年度採択、平成28年度採択されたものを使用することについてご審議いただきます。

それでは、ご審議よろしくをお願いいたします。

(質問なし)

(新倉教育長)

続きまして採択の方法ですけれども、各議案の審議に際しましては、教科用図書採択検討委員会部会を設置している小学校、中学校道徳、高等学校、特別支援教育につきましては、教科用図書採択検討委員会委員長または部会長より検討の経過に対する説明を受けたいと思います。

次に、提出された議案に対してですが、所管である教育指導課長より提案説明をいただきます。

そして、議案に挙げられた教科用図書のほかに、委員の皆様からの推薦がないかご意見を伺ったうえで審議に入り、採択候補の決定を行っていきたいと思います。中学校道徳の採択候補の決定については、候補が2者以上の場合には、原則として、教育委員会会議規則第17条の規定により無記名投票していただき、投票多数のものを採択候補として決定したいと思います。

なお、1位の投票数が同数となった場合には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第4項によりまして、教育長の決するところとなります。

候補者が1者に絞られた場合は、各委員から異議がなければ異議のない旨の確認をとったうえで採択候補の決定としたいと思います。

採択替えがない小学校の道徳及び中学校の道徳以外につきましては、教育指導課長から議案の提案説明を受けて審議を行いたいと思います。

なお、採択の決については、採択候補を決定した後に挙手により行いたいと思います。

一括採択を行う場合で、委員の皆様から候補の推薦等がない場合には、採択候補の決定を行うことなく、採択の決を採りたいと思っております。

以上、本日の採択方法についてご異議等ございますでしょうか。

(異議なし)

日程第1 議案第34号『平成31年度使用小学校教科用図書（特別の教科道徳を除く）の採択について』

教育長 議題とすることを宣言

（新倉教育長）

審議に入る前に、教科用図書採択検討委員会委員長より検討の経過に対する説明を求めたいと思います。

（武田教科用図書採択検討委員会委員長）

それでは、小学校の教科書採択につきまして、これまでの経過を説明いたします。

本日に至るまで採択検討委員会を2回実施し、第1回は5月29日に、基本方針、調査方法の確認を行いました。

小学校において、新たな教科用図書の申請がなかったことと、来年度に新学習指導要領の実施に伴う教科用図書の採択があることから、調査事務局は設置せず、4年前の調査研究資料を活用し、第2回採択検討委員会専門部会を7月13日に実施し、検討を行い、採択検討委員会で答申内容を決定いたしました。

委員会は、学識経験者、保護者代表、教育関係者を含め構成され、調査部会による調査結果を慎重に審議し、本日に至っております。

答申内容については、部会長より報告いたします。

（米持教科用図書採択検討委員会小学校専門部会長）

それでは続きまして、答申内容について私からご報告させていただきます。

小学校各教科については、平成27年度使用教科用図書として採択された教科書会社を採択候補として答申いたします。

平成26年度の調査資料において、各教科の専門性を生かして調査されていることを踏まえ、また、平成32年度には、新学習指導要領の全面実施に伴い新たな教科書の採択がされることから、平成31年度使用教科用図書については、現在使用されている教科書を採択することが、児童のためにも、指導する教員のためにもよいと判断いたしました。

また、平成26年度教科書見本の時点からの変更箇所においても、現在の状況に合わせて教科書の変更がされています。

そういったことも含め慎重に検討した結果、お手元にございます原案として答申いたします。

以上、報告いたします。

(新倉教育長)

ありがとうございました。

それでは、議案の説明をお願いいたします。

(教育指導課長)

それでは、議案第34号『平成31年度使用小学校教科用図書（特別の教科道徳を除く）の採択について』ご説明いたします。

小学校教科用図書においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21第6号に基づき採択するものです。

平成26年度採択時の調査研究の資料をもとに、採択検討委員会において検討、審議がなされました結果が、お手元にある採択候補案でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(新倉教育長)

ありがとうございます。

小学校については、道徳を除く教科用図書の採択一覧が議案として提出されております。つきましては、審議は全教科一括で行いたいと思います。

なお、委員の皆様の中で、採択候補として審議したい教科書がある場合には、その教科について審議及び採決を区分して行いたいと思いますが、皆様、よろしゅうございますか。

(異議なし)

(新倉教育長)

それでは、審議は一括とし、他に採択候補がある場合には、その教科は区分して審議することといたします。

教科用図書採択検討委員会委員長及び部会長並びに教育指導課長からの説明について質問がございましたらお願いいたします。

(質問なし)

(新倉教育長)

それでは、議案にあります候補本のほかに、委員の皆様の中で採択候補として審議したい教科書はございませんでしょうか。

(推薦なし)

質問・討論なく、採決の結果、議案第34号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第2 議案第35号『平成31年度使用小学校特別の教科道徳教科用図書の採択について』

教育長 議題とすることを宣言

(教育指導課長)

それでは、議案第35号『平成31年度使用小学校特別の教科道徳教科用図書の採択について』ご説明いたします。

小学校特別の教科道徳の教科用図書については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第15条の規定に基づき、採択替えが本年度はございませんので、小学校特別の教科道徳は平成30年度採択のものと同一のものを採択するものでございます。

採択する小学校特別の教科道徳の教科用図書は、記載のとおりでございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(新倉教育長)

ありがとうございました。

ただいま説明にありましたように、小学校特別の教科道徳は、平成30年度に新たに採択をしておりますので、平成31年度に使用する教科用図書は同一の教科用図書を採択することになります。

それでは、議案第35号につきまして質問がございましたらお願いをいたします。

(三浦委員)

まだ7月ですので、大した時間はたっていないんですけども、前回選択されたこの教科書を使っていて、現場では何か問題は起きていませんか。特に問題ないでしょうか。

(教育指導課長)

現在のところ、3カ月でございますが、特に問題が起きているということは聞いておりません。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第35号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第3 議案第36号『平成31年度使用中学校教科用図書（特別の教科道徳を除く）の採択について』

教育長 議題とすることを宣言

（教育指導課長）

それでは、議案第36号『平成31年度使用中学校教科用図書（特別の教科道徳を除く）の採択について』ご説明いたします。

中学校教科用図書については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第15条の規定に基づき、採択替えが本年度はございませんので、中学校は平成28年度採択のものと同一のものを採択するものでございます。

採択する中学校教科用図書は、記載のとおりでございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

（新倉教育長）

ただいま説明にありましたように、中学校は平成28年度に採択替えをしておりますので、平成31年度に使用する教科用図書は同一の教科用図書を採択することになります。

質問・討論なく、採決の結果、議案第36号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第4 議案第37号『平成31年度使用中学校特別の教科道徳教科用図書の採択について』

教育長 議題とすることを宣言

（新倉教育長）

審議に入る前に、教科用図書採択検討委員会委員長より検討の経過に対する説明を求めたいと思います。

(武田教科用図書採択検討委員会委員長)

中学校の特別の教科道徳の教科書採択につきまして、これまでの経過を説明いたします。

本日に至るまでに、採択検討委員会を2回実施いたしました。

第1回は5月29日に開催し、基本方針、調査方法の確認を行いました。特に中学校においては道徳の教科化に伴う初の採択年度ということで、調査部会により、全ての発行者について同一に、横須賀の生徒に最もふさわしい教科書を採択するため、十分な調査を行い作成された調査評価表と、事務部会から提出いただいた各学校の報告資料をもとに、第2回採択検討委員会専門部会を7月13日に実施し、検討を行い、採択検討委員会で答申内容を決定いたしました。

委員会は、学識経験者、保護者代表、教育関係者を含め構成され、調査部会による調査結果を慎重に審議し、本日に至っております。

(新倉教育長)

ありがとうございました。

それでは、続きまして議案の説明をお願いいたします。

(教育指導課長)

それでは、議案第37号『平成31年度使用中学校特別の教科道徳教科用図書の採択について』ご説明いたします。

中学校教科用図書においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号に基づき採択するものです。

調査事務局の調査部会及び事務部会において、調査研究を行った資料をもとに、採択検討委員会において検討、審議がなされました結果が、お手元にある採択候補案でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(新倉教育長)

ただいまの教科用図書採択検討委員会委員長及び教育指導課長からの説明について質問がございましたらお願いをいたします。

(質問なし)

(新倉教育長)

それでは、道徳の教科書について採択候補の決定を行います。

教科用図書採択検討委員会委員長、説明をお願いいたします。

(武田教科用図書採択検討委員会委員長)

中学校特別の教科道徳は、発行者 8 者のうち、教育出版と廣済堂あかつきの 2 者を答申いたします。

同一の教材を幾つか扱っていますが、教育出版は、現代社会における課題を扱った教材、生徒の生活実態に即した課題を扱った教材を多く取り入れており、現状を考えさせるものとなっております。廣済堂あかつきは、長く扱われた教材を中心に構成してあり、生徒の心情を揺さぶる内容であり、人としての道理や生き方を考えさせる教材が多く取り入れられています。

簡単ではございますが、以上 2 者とも横須賀の生徒にふさわしい教科書と判断し、ここに答申いたします。

(新倉教育長)

ありがとうございました。

それでは次に、提案説明をお願いいたします。

(教育指導課長)

ただいま教科用図書採択検討委員会委員長よりの説明がありました答申を踏まえ、教育出版と廣済堂あかつきを採択候補として提案いたします。

(新倉教育長)

ありがとうございます。

ただいま教科用図書採択検討委員会委員長及び教育指導課長からの説明がございました。

どうぞ質問がありましたらお願いしたいと思います。

(三浦委員)

この 2 者に絞られたのは、ここにある 5 項目それぞれ、たしか A、B、C のランクをつけていかれたと思うんですけども、かなりそれぞれの項目が大まかな項目ですよね。特に意見が分かれていたのが、このウのところと、それから問題解決的な学習ですね、その辺が大分分かれるところが多かったと思うんですけども、その辺の判断はどのようになされたか、具体的な基準みたいなものはあったんでしょうか。

(武田教科用図書採択検討委員会委員長)

今、委員からのご質問で、問題解決型の教材が扱われているというところで特徴があると思っております。それで、問題解決の学習というのは、生徒の実

態の中で、みずからの生活の中で生まれてきている課題や、あるいはさまざまな活動の中で生じた課題を扱いながら生徒に考えさせる、そういうところで、この２者に該当するようないところに至った次第でございます。

(三浦委員)

どうもありがとうございます。

総合評価でAランクが確か３つあったと思うんですけども、このうちの２つに選ばれた理由がわかりましたら教えてください。

(武田教科用図書採択検討委員会委員長)

ご指摘のように、２者を選んだ理由は、課題となっている、生徒が考えさせる教材、それと廣済堂あかつきの場合については、長く使われている教材でもありましたので、生徒が身近に感じるような教材、そういうところを鑑みまして、３者のうちからこの２者を絞った次第でございます。

(三浦委員)

ありがとうございます。

(小柳委員)

道徳というのは、ここに書かれている特別の教科という位置づけで、歴史的に見ても重要な教科。ただ、今までいろいろな意味で教科書としての採択がなされてこなかったというような、ある種特別な意味のある教科だと思っています。

この学習指導要領を初め、教育基本法の前書き、あるいは第１条に書かれているように、教育の目的というのは、世界の平和の維持、そこはやはり主眼であるというふうに謳われていて、そして、教育指導要領の中の総則に書かれている、道徳に関するところと言うと、第１章第１の（２）の中で同じように、ここでは平和という言葉は使われておりませんが、平和の基本となる人間尊重の精神というのがうたわれています。

そういう意味で、私が注目したいのは、この道徳、歴史的に見て、これがよい方向にいくこともあれば悪い方向にいくこともあったというような反省のもとに立って、この世界の平和を維持するという観点から、今回の教科書選定に関して何かご検討したことがあれば教えていただきたいと思います。

(武田教科用図書採択検討委員会委員長)

委員のご指摘の平和についての題材についても、その教科書の中では扱われ

ております。ただし、教育基本法の中に記載してあります人格の形成ということで、さまざまな面で生徒を育成していかななくてはならないと。そうしますと、この道徳は、さまざまな面を生徒に考えさせ、教員が価値観を押しつけるものの教科ではございませんので、そういうところの変容を見取る教科だと認識して、話題には上っておりました。

(小柳委員)

やはり平和の維持の礎には、他者を尊重する、違うものを認め合うという心が大切だということはおっしゃるとおりだと思います。

そういう観点から、どの教科書がすぐれているとか、そういったところのご説明をしていただくことは可能ですか。

(武田教科用図書採択検討委員会委員長)

この2者に絞った理由につきましては、先ほども少しお答えいたしましたけれども、やはり生徒が考えさせる教材、あるいは生徒自身が体験をもってみずから考えさせる、そういうことを大事にしてありまして、この2者に絞られたのは、読み物資料の長さよりも、やはり1時間の中で考えさせることができるような教材だと考えまして、この2者に絞った次第でございます。

(三浦委員)

私は医師なものですから、各学年といたしますか、大体3年生に集中していましたがけれども、尊厳死とか、それから臓器提供、そういうものを扱っておりますけれども、そこをちょっと比較させていただきました。

同じ題材を扱っている教科書が幾つかありましたけれども、1つは、臓器提供する側と、それから受ける側と、両方の気持ちがありますけれども、そのときの心の揺れみたいなのはよくわかるんですね。ですけれども、それじゃ、決定するときにそれをどうやって決定するのか、あるいは具体的に、客観的に、特に臓器提供というのは死生観とかそういうものと大きく結びついていますから、その要するに特に例えば脳死についてきちっと教科書として定義されているのは、たしか非常によく定義されたのは1者あったと思います。だけれども、今度それをそのまま持ってきますと、学校の先生が逆に教えられないと思うんです。私なら教えられますけれども、学校の先生は多分無理だと思います。そういうものから、ただ、心の動きはよくわかるけれども、それじゃ、決定するときに客観的なものの見方も大事ですよというような観点がちょっと薄いなど感じる教科書もありました。

もう一つは、その辺がかなりさらっとしていて、現場の先生と生徒さんたち

の間でいかようなディスカッションも可能になるような教科書もございました。そういうものが幸い2つ選ばれておりましたので、それは皆さん各委員の先生方がどちらにするかは判断していただければいいと思うんですけれども、そういうことがありましたけれども、全体に見てちょっと科学的なものの見方というのが、やっぱり道徳、ここに余りそういう科学的なものの見方を大事にしようとかというものがこの中に入っていないので、なかなか見落とされがちだと思うんですけれども、そういうものを判断するときに非常に大事になってきますが、その辺はちょっとどのようにお考えか、もしディスカッションがそういう項目についてありましたらお教えいただきたいんですけれども、なければそれで結構ですけれども。

(武田教科用図書採択検討委員会委員長)

委員のご指摘の点については、話題には上りませんでした。これは私見になってしまうんですけれども、今、委員がお答えしているようなことが授業の内容にかかわってくるのではないかなと考えております。

(新倉教育長)

それでは、道徳の教科書については、教育指導課長から提案のありました2者のほかに、各委員の皆様の中で採択候補として審議したい教科書等はございますでしょうか。

(推薦なし)

(新倉教育長)

それでは、道徳の教科書についての質問をお伺いいたします。

これらの候補本に関して何か他にご質問はございますでしょうか。

(荒川委員)

今回は中学校の道徳教科化に伴う初の採択年度ということで、委員の皆様が熱心に議論され、答申されたことが議事録からも伝わってきました。ありがとうございました。

そこで3点伺いたいと思います。

1点目は、教材の内容についてです。報告要旨1の17ページの採択の観点ウの教育出版では、現代社会における課題に向き合う教材や生徒の生活実態に合った教材が多く取り入れられているとあり、廣済堂あかつきでは、長く扱われてきた教材を用いて、生徒の心を揺さぶり、人間としてのよさや生き方を深く

考えさせる教材が多いとあります。両者のこの教材の内容にはかなり違いがあるように感じたのですが、教育出版の現代社会における課題に向き合う教材と廣済堂あかつきの心を揺さぶる教材について、幾つか具体的な教材名を挙げて、その違いの一端を教えていただきたいと思います。

2点目ですが、問題解決学習、体験的な学習についてです。先ほどもちょっと話題になっていたのですが、報告要旨1の17ページのオでは、教育出版には問題解決学習、体験的な学習につながる教材が多いと書かれています。この体験的な学習とはどのようなものなのか、具体的に教えてください。そしてまた、廣済堂あかつきでは体験的な学習はどのように扱われているのかも、共通点や違いなどがあれば教えていただければと思っています。

3点目について、ノートの有無についてです。議事録317ページに、ノートについて幾つか意見が出ています。ノートを使い切るのは難しいという意見もあれば、副教材的なノートとしては有効だと考えるという意見もありました。事務部会の中でこのノートについて話題になったということも書いてあったのですが、どのような意見が出たのかを幾つか教えていただければありがたいと思います。

以上3点、どうぞよろしくお願いいたします。

(武田教科用図書採択検討委員会委員長)

それでは、1つ目の質問についてお答えいたします。

両者とも現代社会における教材と心を揺さぶる教材は扱っていますが、比重が少し変わっていると考えております。まず、心を揺さぶる教材というのは、生徒が感銘を受けたり、賛同したり、そういうようなところで着眼をしてこのような表記にしています。それと逆に現代社会の課題を扱った教材として教育出版のほうは、さまざまな現在社会における課題を扱った教材を多く取り扱っております。例えばの例で申しますと、あかつきでは「あのハチドリのように」という教材がございます。また「国際協力というのはどういうこと」、教育出版では、環境問題について触れている「富士山を守っていくために」、それと生徒の実情で悔いが残ったような教材で「一日前に戻れるとしたら」と、それと「ショートパンツ初体験inアメリカ」、障害のある方が初めてショートパンツを履いて競技に参加したと、そのような課題を扱っていることでございます。

次に、2つ目の質問についてお答えいたします。

体験的な学習というのは、学校行事、あるいは校外の行事、あるいは2年生では職業体験、そのようなことを通じながら、道徳の教材を使って、行く前に考えさせたり、事後に教材を扱いながら、このところがどうだったかと、本人の

体験からいろんなことを考えさせると、そのように考えているのが体験的な学習として位置づけられています。

それと例を言いますと、1年生の場合では、選ぶということ、これは学級内での選挙を取り扱っていることになります。それと「アップルロード作戦」、これは、ある中学校がリンゴの栽培について学校行事として取り組んだような教材を扱っています。教育出版では、「けやき中を誇りに」と、自分の中学校を誇りに思うような学校行事を含めながらそのように扱っております。また、「幸せな仕事って」という教材がありまして、それは職業体験から将来の職業について考えさせる教材と、そのように体験的な教材をそれぞれが扱っております。

最後の質問になります。ノートにつきましては、あかつきでは副教材としてノートがついております。それはワークシートのなノートとなっています。しかしながら、学校としては、ノートは必ず必要だと考えております。やはり道徳は、1年間を学習した後にその生徒一人一人がどのように変容したかを見取るためには、ノートは必ず必要不可欠ではないかなと、そのように考えております。また、1時間の中で、生徒がどのようなことを考えたか、あるいはどのようなことをきょう知ったかと、そのような記録が残るためにもノートは必要だと考えております。

以上です。

(荒川委員)

ありがとうございました。とても丁寧に説明いただき、ありがたく思いました。

すみません、3点目のもう一つノートについてなんですが、ノートが必要だということはとてもよくわかりましたが、これが、この教科書についているノートではない、生徒が自分でつくるノートではいけないのでしょうか。それよりもこちらのほうが効果的であると考えられたのでしょうか。それも教えていただければと思います。

(武田教科用図書採択検討委員会委員長)

教科書についているノートについては、生徒がその時間でワークシートのなものとなっていますので、やはり何も書かれていないノートにその1時間の考えのあかしは残しておく必要があるのではないかなと、そのように考えています。

(荒川委員)

ありがとうございました。よくわかりました。

(新倉教育長)

他にご質問はいかがでしょうか。

質問はないようですので、ここで質問を打ち切らせて討論に入らせていただきたいと思います。

何か意見ございますでしょうか。

(三浦委員)

全体にどの教科書もそうなんですけれども、困難を乗り越えるために努力が大事だというのはみんなあるんですよね。非常に感銘を受ける話が皆さん載っていて、非常にいいと思うんですけれども、私はもう一つ、やっぱり現代社会に一番大事なのは、いかに休むか、うまく、要するに休むことの必要性といますか、効果的な休み方とか、あるいはもう一つ逆に夢中になること、好きこそものの上手なれって、ノーベル賞をもらった方たちはみんなそうですね。ですから、ただそれだけで全部がうまくいくわけじゃないんですけれども、やっぱりそういう時間といますか、そういうことが大事だというのはどこかにあったらいいなというのは、今回の中学生の教科書の割合は、私としては、隅から隅まで読ませていただいた、ちょっとその辺が足りないなと感じているところです。

(新倉教育長)

ありがとうございました。

もともとの教科書の範疇をどう捉えるかということになるかと思ひまして、かなり大きな、本来、文科省にもう一度考えていただきたいというご意見だったのかなというふうに思っていますが、ありがとうございました。

他にご意見等ございますでしょうか。

(小柳委員)

先ほどの学習指導要領の中には平和という言葉が見当たらないと言ってしまうけれども、平和という言葉ももちろんありました。小学校と中学校の学習指導要領に共通する総則第1の教育の基本と教育課程の役割の2の(2)の箇所。このところはやっぱり大切だと思っているのでちょっと読ませていただくと、「豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及

び社会の形成者として公共の精神をとうとび、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し、未来を開く主体性のある日本人の育成に資することとなるように特に留意すること。」というふうに記載されています。

ここに書かれていることは一つ一つ大切なんですが、実は分析していくと、相反するものが出てくる危険性もはらんでいる。例えば、我が国を愛することは非常に重要だと思いますし、その心は育んでいかないとはいけませんが、自国のみを愛してしまうと他国を否定することにつながる危険もあることは、歴史が教えるところであります。また、社会の安定というのを図ることも道德の一つの大切な目的だと思っています。そのためにはやっぱりルール、ルールの裏側には一定の価値観、共通の価値観がなくてはいけないけれども、この価値観を余り絶対視すると、一つの価値観にとらわれてほかの価値を否定してしまうというような、そういった面もあって、このバランスが非常に難しいということだと思います。

それから、やはり、今、三浦委員もおっしゃいましたが、個々の生徒さんが幸福感を感じながらよりよく生きるというような教育であってほしいというふうに思っています。このところはすごく難しいんですけども、本日、出版社の方も多数いらっしゃっているということで、今後の教科書づくりにも、このところでどういったところでこの道德という教科をアピールしていくか、各社それぞれあっていいと思うんです。世界の平和を前面に出すところがあってもいいし、社会の安定というのを重要視するところがあってもいいし、一人一人の幸福というものを追求するというのはあっていいと思いますけれども、そのこのところの工夫をお願いしたいとともに、先生方も、こういったところが、本当に道德が担うべき役割というのが大きいので、教科書をよく見て、教科書をつくってくださっている方々は、そういったところをすごく深く考えた上でつくってくださっているというのは、今回ちょっと見せていただいただけでも感じて取れましたので、これから我々はそれを生徒さんにうまく伝えていくというのが大変重要だなというふうに思っております。

以上です。

(荒川委員)

私からもちょっと意見を言わせていただくと、この後、教科書が決まるわけですが、教科書を使って考え議論する道德というところを学校現場でもぜひお願いしたいと思います。その議論の中では、他者を理解することと、それから多様な意見を、自分と同じ意見だけではなく、違うと意見もしっかり聞きながら、さらに自分の考えを深めていくというようなことを、教科書

を使いながら学校現場でやっていただけたらありがたいと思います。

先ほど委員の皆さんがおっしゃったようなこともそうですが、この道徳の授業でさらに子供たちの学校生活がよりよいものになるようにと願っております。

以上でございます。

(新倉教育長)

ありがとうございました。

他にご意見はよろしゅうございますか。

それでは、意見はないようですので、道徳の教科書に関する審議を終了いたしまして、採択候補を決定したいと思います。

それでは、「教育出版」、「廣済堂あかつき」で各委員投票をお願いいたします。

事務局が投票用紙を配付、各委員記入、事務局が回収して結果発表

(事務局)

「教育出版」 1 票、「廣済堂あかつき」 3 票になります。

(新倉教育長)

ありがとうございました。

投票の結果、中学校道徳につきましては、多数で「廣済堂あかつき」を採択候補として決定いたします。

以上で審議が終了いたしました。採択候補の確認をいたしますので、しばらくお待ちください。

書記と教育長が採択候補を確認

(新倉教育長)

確認が終わりましたので、決をとりたいと思います。

議案第37号『平成31年度使用 中学校特別の教科道徳教科用図書の採択について』は、「廣済堂あかつき」の教科書を採択することで賛成の方の挙手をお願いいたします。

採決の結果、議案第37号は、「総員挙手」をもって、廣済堂あかつきの教科書を採択することを可決・確定する。

日程第5 議案第38号『平成31年度使用高等学校教科用図書の採択について』

教育長 議題とすることを宣言

(新倉教育長)

審議に入る前に、教科用図書採択検討委員会委員長より検討の経過に対する説明を求めたいと思います。

(武田教科用図書採択検討委員会委員長)

高等学校の教科書採択につきまして、これまでの経過をご説明いたします。

本日に至るまでに採択検討委員会を2回実施し、第1回は5月29日に開催し、基本方針、調査方法の確認を行いました。そして、調査部会による十分な調査により作成された教科用図書選定理由書に基づき、採択検討委員会専門部会を7月13日に実施し、種目ごとに検討を行いました。

委員会は、学識経験者、保護者代表、教育関係者を含め構成され、調査部会による調査結果を慎重に審議し、7月13日の採択検討委員会で答申内容を決定し、本日に至っております。

答申内容については、部会長より報告いたします。

(山岸教科用図書採択検討委員会高等学校専門部会長)

それでは続きまして、答申内容について私からご報告させていただきます。

本年度は、改訂版が多くありますが、同じ教科書会社の改定版にかえるということで、形の上では新規となります。ただし、内容的には昨年度を踏襲しているという形になります。新規のもののほとんどが改訂版のものでしたので、実質的には昨年度のものを継続しています。

教科書そのものをかえる新規については、全日制ではありませんでした。定時制課程では1者ありました。全日制課程は663種、定時制課程は512種を調査対象としていただきました。慎重に検討した結果、お手元にごございます原案として答申いたします。

全体的な傾向といたしましては、全日制課程は、多様なニーズを持っている総合学科の生徒たちに適したものを選んでいきます。一方、定時制につきましては、生徒の実態に応じて理解や定着のしやすいものを選びました。

以上、報告いたします。

(新倉教育長)

ありがとうございます。

それでは、議案の説明をお願いいたします。

(教育指導課長)

それでは、議案第38号『平成31年度使用高等学校教科用図書の採択について』ご説明いたします。

高等学校教科用図書については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定に基づき採択するものです。

横須賀市立横須賀総合高等学校では、種目、科目ごとに高等学校教科書目録に記載された検定本、著作本について調査を行い、教科用図書採択検討委員会において検討、審議しました。その結果は、お手元にある採択候補案でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(新倉教育長)

ありがとうございました。

高等学校につきましては、教科数の関係から、横須賀総合高等学校の全日制課程及び定時制課程の教科用図書の採択一覧が議案として提出されております。

つきましては、審議は全教科一括で行いたいと思います。

なお、委員の皆様の中で採択候補として審議したい教科書がある場合については、その教科について審議及び採択を区分して行いたいと思いますが、委員の皆様、よろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

(新倉教育長)

それでは、審議は一括として、他に採択候補がある場合にはその教科は区分して審議することといたします。

教科用図書採択検討委員会委員長及び部会長並びに教育指導課長からの説明について質問がありましたらお願いいたします。

(質問なし)

(新倉教育長)

質問がございませんようですので、続きまして、議案にあります候補本のほかに委員の皆様の中で採択候補として審議したい教科用図書はございますでしょうか。

(推薦なし)

討論なく、採決の結果、議案第38号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第6 議案第39号『平成31年度使用特別支援学校及び特別支援学級教科用図書の採択について』

教育長 議題とすることを宣言

(新倉教育長)

審議に入る前に、教科用図書採択検討委員会委員長より検討の経過に対する説明を求めたいと思います。

(武田教科用図書採択検討委員会委員長)

特別支援学校及び特別支援学級の教科書採択につきまして、これまでの経過を説明いたします。

本日に至るまでに採択検討委員会を2回実施し、第1回は5月29日に開催し、基本方針、調査方法の確認を行いました。そして、調査部会による十分な調査により作成された調査評価表に基づき、採択検討委員会専門部会を7月13日に実施し、検討を行いました。

特別支援教育については、児童生徒の実態に応じて選んでいくため、大変多い冊数ではありますが、どの教科も誠実に評価をされておりました。

委員会は、学識経験者、保護者代表、教育関係者を含め構成され、調査部会による調査結果を慎重に審議し、7月13日の採択検討委員会で答申内容を決定し、本日に至っております。

答申内容については、部会長より報告いたします。

(北村教科用図書採択検討委員会特別支援教育専門部会長)

それでは続きまして、答申内容について私からご報告させていただきます。

特別支援教育におきましては、特別支援学校のろう学校と養護学校、小・中学校の特別支援学級があります。これらにつきましては、児童生徒の実態に応じて教科書を選んでいきます。

対象となる本は、検定本、文部科学省で定めております著作本、学校教育法附則第9条で規定されている一般図書の中から採択することができます。した

がって、対象となる本が大変多いことになります。

第1回は5月29日に開催し、基本方針、調査方法の確認を行いました。その後の調査作業についてですが、養護学校、ろう学校、小学校、中学校における特別支援学級では、それぞれの調査部員を中心に丹念に調査評価いたしました。

採択検討委員会専門部会を7月13日に実施し、慎重な審議の上、原案を作成いたしました。

内容についてですが、ろう学校（高等部）用検定本38冊、ろう学校用著作本23冊、養護学校用著作本2冊、小学校特別支援学級用著作本5冊、中学校特別支援学級用著作本4冊、ろう学校用附則9条本30冊、養護学校用附則9条本105冊、小学校特別支援学級用附則9条本47冊、中学校特別支援学級用附則9条本85冊、検定本については、小学校、中学校で採択されたものを使用いたします。

以上、答申いたします。

（新倉教育長）

ありがとうございました。

それでは、議案の説明をお願いいたします。

（教育指導課長）

議案第39号『平成31年度使用特別支援学校及び特別支援学級教科用図書の採択について』ご説明いたします。

この議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第15条及び学校教育法附則第9条の規定に基づき採択するものです。

無償措置の対象となる特別支援学校における小・中学部及び特別支援学級にあつては、小・中学校教科用図書、特別支援学校教科用図書目録に記載されている教科書、学校教育法附則第9条の規定による一般図書は給付の対象となります。また、無償給与の対象外の高等部においては、高等学校用教科書目録に記載された教科書を使用することになります。

学校教育法附則第9条の規定による一般図書につきましては、文部科学省初等・中等教育局教科書課長通知を参考にして、児童生徒の障害の状況に最もふさわしい内容であることや、系統的に編集されていること、使用上適切な体裁であること、高価過ぎない価格であることなどの事項に留意をして採択すること、並びに採択した教科書が完全に給付される見込みであることなどに留意して審議することとされております。

以上の点を踏まえ、教科用図書採択検討委員会において検討、審議がなされました結果が、お手元にある採択候補案でございます。また、本日、一部です

が、見本となる一般図書等も用意してあります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(新倉教育長)

ありがとうございました。

特別支援教育につきましては、児童生徒一人一人の実態に応じて選んでいるため、大変多い冊数でありますので、教科用図書の採択一覧が議案として提出をされております。

つきましては、審議は全教科一括で行いたいと思います。

なお、委員の皆様の中で採択候補として審議したい教科用図書がある場合には、その教科について審議及び採決を区分して行いたいと思いますが、委員の皆様、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

(異議なし)

(新倉教育長)

それでは、審議は一括として、他に採択候補がある場合にはその教科は区分して審議することといたします。

教科用図書採択検討委員会委員長及び部会長並びに教育指導課長からの説明について質問がございましたらお願いをいたします。

(質問なし)

(新倉教育長)

よろしゅうございますか。

なお、議案にあります候補本のほかに、委員の皆様の中で採択候補として審議したい教科書はございますでしょうか。

(推薦なし)

討論なく、採決の結果、議案第39号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

教科用図書採択検討委員会の委員長及び各部会長並びに関係指導主事は退室し、各課長等が入室。

日程第7 議案第40号『教育長の臨時代理による事務の承認について（教育職員手当等支給規則中改正）』

教育長 議題とすることを宣言

（教職員課長）

それでは、議案第40号についてご説明いたします。

こちらの『教育長の臨時代理による事務の承認について（教職員手当等支給規則中改正）』は、市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例中改正議案が6月定例議会で可決されたことに伴い、教育職員手当等支給規則を改正することを教育長の臨時代理により執行したことを教育委員会に改めて議案として提出し、承認いただくものでございます。

市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の改正とそれに伴う教育職員手当等支給規則の改正について、施行日を同日とするため、改正条例の公布日である平成30年6月27日付で規則改正を行いたく、教育長の臨時代理とさせていただきます。

続きまして、改正内容についてご説明いたします。

この規則改正は、教育職員に支給される管理職手当の額を平成30年4月にさかのぼって引き上げるため改正するものでございます。

以上で議案第40号の説明を終えさせていただきます。

質問・討論なく、採決の結果、議案第40号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第8 議案第41号『教育長の臨時代理による事務の承認について（教育委員会事務局等事務分掌規則中改正）』

教育長 議題とすることを宣言

（学校給食担当課長）

それでは、議案第41号『教育長の臨時代理による事務の承認について（教育委員会事務局等事務分掌規則中改正）』のご説明をさせていただきます。

6月の教育委員会定例会におきまして、市議会6月定例議会の議案として提出いたしました「（仮称）横須賀市学校給食センター整備運営事業者選定委員

会」の設置に関する条例制定議案が市議会で可決された後に、教育委員会事務局等事務分掌規則中に、附属機関の追加を行う規則改正を教育長の臨時代理により行うことについて、ご報告させていただきました。

その後、市議会で条例制定議案が可決され、「教育長の臨時代理による事務」により、規則改正を行わせていただきましたので、本日、本議案の承認をお願いするものでございます。

それでは、規則改正の内容についてご説明をいたします。

議案第41号の2ページをお開きください。

こちらの改正議案の朱書きによりご説明をさせていただきます。

改正内容は、条例により設置された「（仮称）横須賀市学校給食センター整備運営事業者選定委員会」を事務分掌規則に位置づけるものでございます。

第22条「附属機関」、第2号「条例によるもの」の「横須賀市学校給食運営審議会」の下に設置いたしました。

改正内容は以上でございます。

なお、施行日は平成30年7月1日でございます。

以上で、議案第41号『教育長の臨時代理による事務の承認について（教育委員会事務局等事務分掌規則中改正）』のご説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第41号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

教育長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項（１）『平成30年度横須賀市立小・中学校学習状況調査の結果の概要について』

（教育指導課長）

それでは、『平成30年度横須賀市立小・中学校学習状況調査の結果の概要について』説明いたします。

平成30年4月12日木曜日から20日金曜日に、小学校3年生から6年生及び中学校1年生から3年生を対象にして、横須賀市立小・中学校学習状況調査が実施されました。資料は、その市全体の結果の概要をまとめたものです。

では、2ページをお開きください。

小学校3年生の教科別平均正答率とともに各教科の概要を載せてあります。

平均正答率につきましては、調査全体と比較しますと昨年度よりもその差は縮まっておりますが、依然として差は大きく開いております。各教科の概要については、国語は、書くことを中心に課題があります。算数は、活用について課題があります。

3 ページをご覧ください。

小学校4年生の教科別平均正答率とともに各教科の概要を載せてあります。依然として調査全体の平均正答率との差は開いております。今年度は特に国語において調査全体との差が大きく開いてしまっています。

4 ページをお開きください。

小学校5年生の教科別平均正答率とともに各教科の概要を載せてあります。教科によって違いはありますが、教科全体との差は開いております。その中で理科については、調査全体と大きく差が開いており、課題が見られることがわかります。

5 ページをご覧ください。

小学校6年生の社会の平均正答率とともにその概要を載せてあります。小学校6年生は、全国学力・学習状況調査において国語、算数、理科を実施しますので、市の学習状況調査では社会だけとなっています。調査全体との差は開いております。

6 ページをお開きください。

中学校1年生の教科別平均正答率とともに各教科の概要を載せてあります。特に社会と理科については、調査全体との差が大きく、課題が見られます。

7 ページをご覧ください。

中学校2年生の教科別平均正答率とともに各教科の概要を載せてあります。国語、数学、外国語については平均正答率がほぼ調査全体並みです。特に外国語では、調査全体を上回っています。一方で社会と理科については、調査全体との差が大きく、課題が見られます。

8 ページをお開きください。

中学校3年生の教科別平均正答率とともに各教科の概要を載せてあります。中学校3年生は、全国学力・学習状況調査で国語、数学、理科を実施していますので、市の学習状況調査では、社会、外国語となっています。外国語については、調査全体の平均正答率を上回っており、良好な結果と言えます。

各学年の調査結果をご覧いただきましたが、学年が上がるにつれてその差が縮まってくるという傾向については、今年度も同じでした。一方で同一集団の経年変化を見ていくと、ほとんどの学年で学年が上がることによって平均正答率の差が縮まっています。特に現在の中学校2年生については、小学校4年生のときには調査全体を下回り、大きく課題が見られましたが、学年が上がるに

したがって、学習の難易度が上がっているにもかかわらず調査全体との差を縮め、今年度はほぼ調査全体と同様の結果となっています。横須賀市内の各学校の取り組みの成果があらわれていると言えます。

一方で、特に小学校、中学校ともに理科の学習に大きく課題が見られました。今後は、この要因について分析し、手だてを講じていく必要があると考えております。

9ページをご覧ください。

今後の取り組みとして、各学校における取り組み、家庭の取り組み、教育委員会の取り組みについて記載しております。本資料は、市民向けとして教育委員会のホームページ上に掲載する資料として作成しております。そのため、メッセージとして、学校と家庭の連携の重要性を中心としております。

各学校においては、サポートティーチャーの活用等継続した取り組みを推進すると同時に、各学校における学校重点プランを中心とした学力向上の組織的取り組みについて校長会や学力向上担当者会において周知、指導を行っております。

また、学力向上推進委員会でいただいた答申をもとに、平成30年度から4カ年計画で学力向上推進プランを策定し、市内学校に向けてその趣旨を説明してまいりました。今後は、この推進プランを中心に学力向上の取り組みを進めるとともに、分析、検証を行ってまいります。

以上でございます。

(荒川委員)

質問ではなく意見になりますが、これを読ませていただきまして、小学校から中学校まで、書くことに課題があるという考察が大変多くありました。また、記述問題に無回答が多かったということも、小学校でも中学校でも挙げられていました。大人の世界でも実際に書くことというのはなかなかなくなっている時代ですが、でも、子供たちが繰り返し漢字の練習をしたり、それから自分の文章で気持ちをあらわしたりと、そういう機会も減っているのかなというふうにも思います。こういうことを校内研究などで取り組みそれで成果が上がっているような学校があれば、ぜひそういうことも教育委員会で取り上げていただいて、市内の学校に発信していただけたらなというふうに思いましたがいかがでしょうか。

質問ではなく、意見だったのにすみません。

(教育指導課長)

ありがとうございます。

今、荒川委員に言っていた内容につきましては、私の教育指導課のほうでも指導主事とともに検討しているところもございます。そしてまた、教育指導課の指導主事は各担当校を七、八校持っておりまして、それぞれの学校に年3回以上は必ず訪問することになっておりまして、そういった中で、そういった取り組み、特に書くこと等、また見つけ出して、よい取り組みは周知してまいりたいと思います。

なお、本市のこの学習状況調査の結果のさらなる詳細の分析を今進めているところなんです、書くことについては、小学校の低学年ではやはり全国との差が少し開くんですけれども、だんだん学年が上がるごとに書くこともだんだん力がついていることは見取っております。ですので、小学校の段階でかなり先生方が何らかの取り組みをしているはずなんです。ですから、そのところは詳細にまたご報告できればというふうに思っております。

以上でございます。

(理事者報告なし)

(小柳委員)

この分析結果を見ますと、全国よりも我が市がすぐれている分野として、中学校の外国語がすぐれているという結果が出ていると思います。残念ながらほかの教科で全国を上回っているのが、ちょっと私、ぱっと見た限りなかったんですけれども、英語がすぐれているの理由は、やはり我が市が英語教育に力を入れていたり、環境的なものがあるんだと思います。

ここから読み取れることは、仮に生徒の質に問題があるのであれば、全教科、全国よりも下回っているはずなんです、1教科であっても全国を上回る教科があるということは、必ずしも生徒の質に問題があるわけではなく、やはり環境とかこちらの教育のシステムによって結果が出ているとも分析できる。そうになると、我々の責任というのは重いなというふうに感じ、一層これから我々も知恵を絞っていかないといけないと思いを新たにしました。どうぞよろしくお願いします。

6 閉会及び散会の時刻

平成30年7月27日（金） 午前11時02分

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡